
「SNSでPR投稿をすると報酬がもらえる」と
エステサロンで勧誘する事業者に関する注意喚起

（消費者庁HPより抜粋）

消費者庁では、消費者安全法に基づき、「SNSでPR投稿をすると報酬がもらえる」と
エステサロンで勧誘する事業者に関する注意喚起を行いました。

○「SNSでPR投稿をすると報酬がもらえる」とエステサロンで勧誘する事業者に
関する注意喚起（令和6年10月24日付け報道発表資料）

※ 報道発表資料については消費者庁ウェブサイトでも確認いただけます。

（URL）<https://www.caa.go.jp/notice/release/2024/>

【消費者庁からのアドバイス】

○「無料体験」、「お試し施術」などをきっかけにした勧誘はご用心！

○高価な支払いをするために長期のクレジット契約を求められるような物には要注
意！

○被害に遭ったらあきらめずに「188（いやや!）」へ電話してみましょう。

=====

大分県消費生活・男女共同参画プラザ（アイネス）

〒870-0037 大分県大分市東春日町1番1号（NS大分ビル内）

TEL：097(534)4034 FAX：097(534)0684

ホームページ：<http://www.pref.oita.jp/soshiki/13040/>

E-mail：oita-shouhi@pref.oita.lg.jp

☆ メルマガバックナンバー（これまでの配信内容は、こちらからご覧ください）

<http://www.pref.oita.jp/site/syohi-senta/mailmaga.html>

☆ Facebook で暮らしに役立つ最新情報を発信しています！

★ Facebook に登録していなくても、見るができます。

<https://www.facebook.com/oita.iness>

～「ながら見守り」にご協力ください～

子ども達を犯罪被害から守るために、「気楽に」「気長に」「危険なく」自分のペースに
あわせた見守り活動を始めてみませんか？

ウォーキングや犬の散歩、花の水やり、仕事などをし「ながら」、子どもを見守り、
不審者を地域のコミュニティに入らせないようにしましょう。

【消費生活に関するご相談は・・・】

☆ 市町村の消費生活相談窓口

県下すべての市町村で、消費生活センターや相談窓口が設置されています。

次の消費者ホットラインは、全国どこでも、お近くの市町村や県の相談窓口をご案内します。お気軽にご相談下さい。

《 消費者ホットライン：１８８ 》

☆ 大分県の消費生活相談窓口

※メールやファックスでは受付しておりません。

◇ 消費生活等相談（契約、販売方法、多重債務、消費生活に関する相談）

- ・ 受付時間：月～金曜日（祝、休日をのぞく）９：００～１７：３０
- ・ 相談電話：０９７－５３４－０９９９

◇ 消費生活特別相談

- ・ 受付時間：日曜日（第３日曜をのぞく）１３：００～１６：００
- ・ 相談電話：０９７－５３４－０９９９

☆ メルマガ登録者を募集しています！

配信ご希望の方は、お名前、市町村名、「ＰＣ版または携帯版」の配信希望と書いて、下記メールアドレスあて送信してお申し込みください。（配信停止も同様）

○申込先 → iness.csm@pref.oita.jp （メルマガ専用アドレス）



海産物の購入を強引に勧める電話に注意！

一断っているにもかかわらず商品を送り付けられてきたという事例もー
（国民生活センターHPより抜粋）

海産物の電話勧誘販売や送り付けのトラブルに関する相談が依然として寄せられています。

全国の消費生活センター等に寄せられた相談事例をみると、電話勧誘を受けた際に海産物の購入を断っているにもかかわらず、事業者から一方的に送ると告げられて電話を切られるケースや着信番号を変えて何度も電話をしてくるケースなど、事業者による執拗かつ強引な勧誘が見られます。

また、突然海産物が代引配達で届き、同居している家族が代金を支払ってしまったというケースもあります。

そこで、カニなどの海産物の購入機会が増える年末を迎える前に注意喚起を行います。
（＊大分県消費生活センターでも類似した相談が寄せられています！）

【相談事例】

何度も断っているにもかかわらず、来月に届けると言われ一方的に電話を切られた

海産物事業者から以前購入してもらった方に案内していると電話があった。しかし、当該事業者から購入したことは無い。冷凍庫もいっぱいなので結構ですと断ったが、売れないと倒産すると強引に勧誘してくる。何度も断っているにもかかわらず、来月に届けると言われ一方的に電話を切られた。事業者名も連絡先も分からないが、もし届いたらどうしたらよいか。

（2024 年 8 月受付 70 歳代 女性）

【消費者へのアドバイス】

○不要である場合には、きっぱりと断りましょう。

断ったにもかかわらず、一方的に代引配達で商品が届いたら受け取りを拒否しましょう。

○代金を支払い商品を受け取ってしまった場合でも、事業者に対し返金を求めることができます。

○事業者からの電話勧誘で契約をしたときは、クーリング・オフができます。

○相手の説明に不信感や疑問を抱いたら、最寄りの消費生活センターや警察に相談しましょう。

＊消費者ホットライン「188（いやや!）」番

最寄りの市町村や都道府県の消費生活センター等をご案内する全国共通の3桁の電話番号です。

＊警察相談専用電話「#9110」

最寄りの警察の相談窓口につながる全国共通の電話番号です。

【身近な高齢者を守るために】

高齢者の消費者トラブルを防ぐためには、身近にいる周りの方が日頃から高齢者の生活や言動、態度などを見守り、変化にいち早く気づくことがとても重要です。

消費生活センター等への相談は、家族やホームヘルパー、地域包括支援センターなどの職員からでも可能です。身近な高齢者がトラブルにあっているのではないかと気づいた場合は、できるだけ早く相談してください。

大分県消費生活・男女共同参画プラザ（アイネス）

〒870-0037 大分県大分市東春日町1番1号（NS大分ビル内）

TEL：097(534)4034 FAX：097(534)0684

ホームページ：<http://www.pref.oita.jp/soshiki/13040/>

E-mail：oita-shouhi@pref.oita.lg.jp

☆ **メルマガバックナンバー**（これまでの配信内容は、こちらからご覧ください）

<http://www.pref.oita.jp/site/syohi-senta/mailmaga.html>

☆ **Facebook** で暮らしに役立つ最新情報を発信しています！

★ Facebook に登録していなくても、見ることができます。

<https://www.facebook.com/oita.iness>

～「ながら見守り」にご協力ください～

子ども達を犯罪被害から守るために、「気楽に」「気長に」「危険なく」自分のペースにあわせた見守り活動を始めてみませんか？

ウォーキングや犬の散歩、花の水やり、仕事などをし「ながら」、子どもを見守り、不審者を地域のコミュニティに入らせないようにしましょう。

【消費生活に関するご相談は・・・】

☆ **市町村の消費生活相談窓口**

県下すべての市町村で、消費生活センターや相談窓口が設置されています。

次の消費者ホットラインは、全国どこでも、お近くの市町村や県の相談窓口をご案内します。お気軽にご相談下さい。

《 **消費者ホットライン：188** 》

☆ **大分県の消費生活相談窓口**

※メールやファックスでは受付しておりません。

◇ **消費生活等相談**（契約、販売方法、多重債務、消費生活に関する相談）

- 受付時間：月～金曜日（祝、休日をのぞく）９：００～１７：３０
- 相談電話： **０９７－５３４－０９９９**

◇ **消費生活特別相談**

- 受付時間：日曜日（第３日曜をのぞく）１３：００～１６：００
- 相談電話： **０９７－５３４－０９９９**

☆ **メルマガ登録者を募集しています！**

配信ご希望の方は、**お名前、市町村名、「ＰＣ版または携帯版」の配信希望**と書いて、
下記メールアドレスあて送信してお申し込みください。（配信停止も同様）

○申込先 → **iness.csm@pref.oita.jp** （メルマガ専用アドレス）



被害急増中！SNS型投資詐欺・ロマンス詐欺

令和6年11月18日に日田署が、60代男性が約1億6000万円、ロマンス詐欺により詐欺取られたと発表しました。大分県警で被害を把握したSNS型詐欺、特殊詐欺では過去最悪の高額被害とのこと。

アイネスでも同様の相談が寄せられていることから注意喚起いたします！

（大分県庁HP～生活安全企画課より抜粋）

SNS型投資・ロマンス詐欺とは、被害者にSNS等を通じて近づき、被害者と会うことなく、連絡を重ねる等して信頼関係を築き、指定した預貯金口座へ振り込ませる等の方法により、金銭等をだましとるものです。

【SNS型投資詐欺】

SNS（LINE、フェイスブック、インスタグラム等）や動画配信サイトのダイレクトメッセージ、バナー広告（投資勉強会等の広告）を通じて被害者に近づき、信頼関係を築いた後、「必ず儲かる」「今が買い時」等と言って投資アプリ等に誘導して、アプリ上では利益が出ているように虚偽の表示をして、儲かっているという心理的安心感を与え、投資金名目やその利益の出金手数料名目等でお金をだましとるもの。

著名人をかたり、LINEグループに招待して、グループ内で経済情勢等を説明し、信頼関係を築く手口も！！

【SNS型ロマンス詐欺】

SNSのダイレクトメッセージを通じて被害者に近づき、恋愛感情や親近感を抱かせながら、架空の事実を口実とし、交際の継続等を前提とした各種名目で金銭等をだましとるもの。

【消費者へのアドバイス】

あなたは相手方の本当の素顔を知っていますか・・・

◆詐欺感知センサー◆以下の手口に気をつけて！

- ☐ 著名人や投資家を名乗ったネット広告をクリックした
- ☐ トークアプリのグループに招待され、投資を勧められた
- ☐ マッチングアプリで知り合った者から投資を勧められた
- ☐ 投資アプリをダウンロードしたら、多額の利益が表示された
- ☐ インターネットバンキングでの振込を指示された
- ☐ 直接会うのに、「お金が必要」と言われた（例：渡航費用）
- ☐ 振込先が個人名義の口座であった

◆被害にあわないための三箇条◆

一、SNSで知り合った人から投資を誘われたら詐欺を疑え！

二、投資サイトや投資先等は、検索サイトで必ずチェック！！

三、個人名義の口座への振込要求は要注意！！

○相手の説明に不信感や疑問を抱いたら、最寄りの消費生活センターや警察に相談しましょう。

＊消費者ホットライン「188（いやや!）」番

最寄りの市町村や都道府県の消費生活センター等をご案内する全国共通の3桁の電話番号です。

＊警察相談専用電話「#9110」

最寄りの警察の相談窓口につながる全国共通の電話番号です。

=====

大分県消費生活・男女共同参画プラザ（アイネス）

〒870-0037 大分県大分市東春日町1番1号（NS大分ビル内）

TEL：097(534)4034 FAX：097(534)0684

ホームページ：<http://www.pref.oita.jp/soshiki/13040/>

E-mail：oita-shouhi@pref.oita.lg.jp

☆ **メルマガバックナンバー**（これまでの配信内容は、こちらからご覧ください）

<http://www.pref.oita.jp/site/syohi-senta/mailmaga.html>

☆ **Facebook** で暮らしに役立つ最新情報を発信しています！

★ Facebook に登録していなくても、見るができます。

<https://www.facebook.com/oita.iness>

～「ながら見守り」にご協力ください～

子ども達を犯罪被害から守るために、「気楽に」「気長に」「危険なく」自分のペースにあわせた見守り活動を始めてみませんか？

ウォーキングや犬の散歩、花の水やり、仕事などをし「ながら」、子どもを見守り、不審者を地域のコミュニティに入らせないようにしましょう。

【消費生活に関するご相談は・・・】

☆ **市町村の消費生活相談窓口**

県下すべての市町村で、消費生活センターや相談窓口が設置されています。

次の消費者ホットラインは、全国どこでも、お近くの市町村や県の相談窓口をご案内します。お気軽にご相談下さい。

《 **消費者ホットライン：188** 》

☆ **大分県の消費生活相談窓口**

※メールやファックスでは受付しておりません。

◇ **消費生活等相談**（契約、販売方法、多重債務、消費生活に関する相談）

- 受付時間：月～金曜日（祝、休日をのぞく）９：００～１７：３０
- 相談電話： **０９７－５３４－０９９９**

◇ **消費生活特別相談**

- 受付時間：日曜日（第３日曜をのぞく）１３：００～１６：００
- 相談電話： **０９７－５３４－０９９９**

☆ **メルマガ登録者を募集しています！**

配信ご希望の方は、**お名前、市町村名、「ＰＣ版または携帯版」の配信希望**と書いて、
下記メールアドレスあて送信してお申し込みください。（配信停止も同様）

○申込先 → **iness.csm@pref.oita.jp** （メルマガ専用アドレス）



カスタマーハラスメントについて考えてみませんか？

「サービス等を提供する側と受ける側がともに尊重される社会」の実現のためにアイネスでは、消費者生活出前講座や巣立ち教育出前講座において、カスタマーハラスメント事例の説明を行うことなどにより消費者側へ啓発を行っています。

今回、大分県商工観光労働部主催で「カスタマーハラスメント」の防止対策として、カスタマーハラスメントの現状と今後の動向についてセミナーが開催されますのでご案内いたします。（大分県庁HP～商工観光労働部雇用労働室より抜粋）

日 時 令和6年12月16日（月曜日）14時～16時（受付13時30分から）

会 場 大分県労働福祉会館ソレイユ 3階「牡丹」（大分市中央町4-2-5）

内 容

講演 カスタマーハラスメント対策の現状と展開（今後の動向）

講師 田中保之法律事務所 弁護士 田中 保之 氏

◆会場参加は定員50名程度（先着順）

◆ZOOMによるオンライン参加も可能

◆駐車場の用意はありませんので、最寄りの有料駐車場をご利用ください

◆参加申し込み ***令和6年12月6日（金）〆切**

◇Web申し込みはこちら↓

<https://ttzk.graffer.jp/pref-oita/smartapply/apply-procedure-alias/r6harasemi>

◇次のQRコードでもお申し込みできます（別添チラシのQRコードより）

◇会場参加希望の方は別添チラシ「FAX専用申込書」をご利用いただけます

=====

大分県消費生活・男女共同参画プラザ（アイネス）

〒870-0037 大分県大分市東春日町1番1号（NS大分ビル内）

TEL：097(534)4034 FAX：097(534)0684

ホームページ：<http://www.pref.oita.jp/soshiki/13040/>

E-mail：oita-shouhi@pref.oita.lg.jp

☆ **メルマガバックナンバー**（これまでの配信内容は、こちらからご覧ください）

<http://www.pref.oita.jp/site/syohi-senta/mailmaga.html>

☆ **Facebook** で暮らしに役立つ最新情報を発信しています！

★ Facebook に登録していなくても、見るができます。

<https://www.facebook.com/oita.iness>

～「ながら見守り」にご協力ください～

子ども達を犯罪被害から守るために、「気楽に」「気長に」「危険なく」自分のペースにあわせた見守り活動を始めてみませんか？

ウォーキングや犬の散歩、花の水やり、仕事などをし「ながら」、子どもを見守り、不審者を地域のコミュニティに入らせないようにしましょう。

【消費生活に関するご相談は・・・】

☆ 市町村の消費生活相談窓口

県下すべての市町村で、消費生活センターや相談窓口が設置されています。

次の消費者ホットラインは、全国どこでも、お近くの市町村や県の相談窓口をご案内します。お気軽にご相談下さい。

《 消費者ホットライン：１８８ 》

☆ 大分県の消費生活相談窓口

※メールやファックスでは受付しておりません。

◇ 消費生活等相談（契約、販売方法、多重債務、消費生活に関する相談）

- ・ 受付時間：月～金曜日（祝、休日をのぞく）９：００～１７：３０
- ・ 相談電話：０９７－５３４－０９９９

◇ 消費生活特別相談

- ・ 受付時間：日曜日（第３日曜をのぞく）１３：００～１６：００
- ・ 相談電話：０９７－５３４－０９９９

☆ メルマガ登録者を募集しています！

配信ご希望の方は、お名前、市町村名、「ＰＣ版または携帯版」の配信希望と書いて、下記メールアドレスあて送信してお申し込みください。（配信停止も同様）

○申込先 → iness.csm@pref.oita.jp （メルマガ専用アドレス）



リチウムイオン電池使用製品のトリセツ

－ 暖をとる製品にもリチウムイオン電池が使われています！ －（消費者庁HPより）

リチウムイオン電池は、スマートフォン、ノートパソコン、モバイルバッテリー、電動アシスト自転車をはじめとして様々な製品に使われており、今や我々の生活に欠かせない製品のエネルギー源となっています。また、これからの寒い時期に使われる暖をとるための製品（電熱ウェア、充電式カイロ等）にも、リチウムイオン電池が使われていることがあります。しかし、リチウムイオン電池は熱や衝撃に弱いといった性質があり、その取扱いを誤ると、発煙・発火・過熱に伴う火災事故等が起こる場合があります。今回は、消費者庁に寄せられたそれらの事故事例を紹介しつつ、リチウムイオン電池使用製品の取扱いに関する注意ポイントをお伝えします。

【注意ポイントの概要】

- （１）取扱説明書に記載の事項など、メーカー等の指示に従いましょう。
- （２）リチウムイオン電池使用製品に強い衝撃や圧力を加えないようにしましょう。
また、損傷したものや異常が生じたものは絶対に使用しないでください。
- （３）充電は、なるべく製品の様子が確認できる時間と安全な場所で行い、充電が完了したらプラグを抜きましょう。また、充電コネクタの破損や異物の付着にも注意しましょう。
- （４）製品に推奨されている充電器やリチウムイオンバッテリーを使用しましょう。
改造されたものは絶対に使用しないでください。
- （５）製品を安全な場所で使用・保管しましょう。
- （６）購入前に製品の安全性を考えましょう。
- （７）製品のリコール情報を確認しましょう。
- （８）リチウムイオン電池は、正しくリサイクル・廃棄しましょう。
- （９）公共交通機関での事故を避けるため、持込規則を確認して、それに従いましょう。

＝＝

大分県消費生活・男女共同参画プラザ（アイネス）

〒870-0037 大分県大分市東春日町1番1号（NS大分ビル内）

TEL：097(534)4034 FAX：097(534)0684

ホームページ：<http://www.pref.oita.jp/soshiki/13040/>

E-mail：oita-shouhi@pref.oita.lg.jp

☆ **メルマガバックナンバー**（これまでの配信内容は、こちらからご覧ください）

<http://www.pref.oita.jp/site/syohi-senta/mailmaga.html>

☆ **Facebook** で暮らしに役立つ最新情報を発信しています！

★ Facebook に登録していなくても、見ることができます。

<https://www.facebook.com/oita.iness>

～「ながら見守り」にご協力ください～

子ども達を犯罪被害から守るために、「気楽に」「気長に」「危険なく」自分のペースにあわせた見守り活動を始めてみませんか？

ウォーキングや犬の散歩、花の水やり、仕事などをし「ながら」、子どもを見守り、不審者を地域のコミュニティに入らせないようにしましょう。

【消費生活に関するご相談は・・・】

☆ 市町村の消費生活相談窓口

県下すべての市町村で、消費生活センターや相談窓口が設置されています。

次の消費者ホットラインは、全国どこでも、お近くの市町村や県の相談窓口をご案内します。お気軽にご相談下さい。

《 消費者ホットライン：１８８ 》

☆ 大分県の消費生活相談窓口

※メールやファックスでは受付しておりません。

◇ 消費生活等相談（契約、販売方法、多重債務、消費生活に関する相談）

- ・ 受付時間：月～金曜日（祝、休日をのぞく）９：００～１７：３０
- ・ 相談電話：０９７－５３４－０９９９

◇ 消費生活特別相談

- ・ 受付時間：日曜日（第３日曜をのぞく）１３：００～１６：００
- ・ 相談電話：０９７－５３４－０９９９

☆ メルマガ登録者を募集しています！

配信ご希望の方は、お名前、市町村名、「ＰＣ版または携帯版」の配信希望と書いて、下記メールアドレスあて送信してお申し込みください。（配信停止も同様）

○申込先 → iness.csm@pref.oita.jp （メルマガ専用アドレス）



物流の「2024年問題」と「送料無料」表示について考えましょう（消費者庁HPより）

○物流の「2024年問題」○

物流は、私たちの生活や経済活動を支える重要な社会インフラです。より豊かな生活の実現のため、物流の機能を維持し、十分に機能させていかなくてはなりません。一方で、物流を支えるトラックドライバーは、他の産業と比較して、労働時間が長く、賃金が低い状況にあり、担い手不足が深刻化しています。そのため、物流産業を魅力ある職場とするため、トラックドライバーの方々の働き方改革が進められているところです

働き方改革を進める一方で、何も対策を講じなければ、今のように荷物を運べなくなり、物流が停滞しかねなくなるという、いわゆる「**2024年問題**」(注)に直面しています。

(注)物流の「2024年問題」とは

自動車の運転業務の時間外労働について、2024年4月より、年960時間の上限規制が適用されること等により、何も対策を講じなければ、2024年度には14%、2030年度には34%の輸送力が不足する可能性があるなどから、「2024年問題」と言われている。

将来の物流を支えるため、物流事業者、荷主企業や政府の取組が進められていますが、**私たち、消費者にもできることがあります。物流の「2024年問題」を自分事として考え、私たちの意識や行動を変えることで、トラックドライバーをはじめ、物流に大きな負荷がかかる状況を改善していくことができるのです。**

例えば、インターネットを利用して買い物をし、荷物を自宅等まで届けてもらうことができます。今は、インターネットで申し込めば、当たり前のように翌日には宅配事業者の方が荷物を届けてくださり、とても便利です。でも、これが当たり前ではなくなるかもしれないのです。物流の負担を軽減するために、私たちにどのようなことができるでしょうか。まずは、以下のようなことを考えてみてください。

1. その商品、明日どうしても必要なものでしょうか。

荷物を急いで運んでもらうために、ドライバーに無理な運行を強いている可能性があります。急いで受け取る必要のない荷物については、ゆとりを持った配送日時を指定しましょう。

2. 配達日時に、確実に荷物を受け取りましょう。

宅配便の再配達率は、十数パーセントにも上ります。再配達のためには、再びあなたの自宅を訪問しなくてはなりません。配達日時に不在にすることを避けたり、置き配やコンビニでの受け取り、宅配ロッカー等を活用したりするなどして、再配達をお願いすることをなくしましょう。

3. 持続可能な物流の実現のため、物流業者、宅配業者の方々の私たちの生活の中での重要性を理解しましょう。

荷物が私たちの手元に届くまでには、自宅まで配達していただく方々のほか、例えば、配送

センターでの仕分け(ピッキング)や梱包作業、トラックへの積み込みなど、多くの方の人手がかかっています。そうした方々の働きのおかげで、物流が維持されているのです。

○「送料無料」表示について○

消費者庁では、「送料無料」表示の見直しに取り組んでいます。

「送料無料」は、通常、消費者が、送料という費目を別途支払うことなく、商品を購入できることを表していると考えられます。

「送料無料」は、消費者にとっては、とても魅力的だと思います。では、なぜ、その見直しが必要なのでしょう。

「送料無料」表示をみると、送料を誰かが負担していることは理解しているが、どのくらいのコストを誰が負担しているのかまでは、(消費者は)考える必要がない。

商品価格に送料が含まれている場合と、送料別の場合で、消費者の選択が異なる場合がある(例えば、商品価格3,000円+「送料無料」と、商品価格2,500円+送料500円だと、何となく商品価格3,000円+「送料無料」の方が商品価値が高くて得だと思ってしまうなど)。

安価な商品であってもまとめ買いすることなく単品で購入し、何回配達してもらっても気にならない(例えば、100円のボールペンを必要な時に1本ずつ購入するなど)。

配達日時に不在にして再配達をしてもらっても、ドライバーさんには悪いと思うが、「送料無料」だからそこまで気にしない。

こうした私たち消費者の認識は、一面では正しいのかもしれませんが、これまで何とかやってこられたかもしれません。しかしながら、**持続可能な物流の実現**のためには、私たちの意識や行動を変えていくことが必要になっているのではないかと考えています。

また、「送料無料」表示は販売方法として消費者にも定着しており、「送料無料」表示を止めると消費者が買ってくれなくなるのではないかと懸念している事業者もいると考えられます。しかしながら、**私たち消費者が持続可能な物流の実現についてしっかり理解することで、そうした懸念は払しょくできるのではないかと考えています。**

=====

大分県消費生活・男女共同参画プラザ（アイネス）

〒870-0037 大分県大分市東春日町1番1号（NS大分ビル内）

TEL：097(534)4034 FAX：097(534)0684

ホームページ：<http://www.pref.oita.jp/soshiki/13040/>

E-mail：oita-shouhi@pref.oita.lg.jp

☆ **メルマガバックナンバー**（これまでの配信内容は、こちらからご覧ください）

<http://www.pref.oita.jp/site/syohi-senta/mailmaga.html>

☆ **Facebook** で暮らしに役立つ最新情報を発信しています！

★ Facebook に登録していなくても、見るができます。

<https://www.facebook.com/oita.iness>

～「ながら見守り」にご協力ください～

子ども達を犯罪被害から守るために、「気楽に」「気長に」「危険なく」自分のペースにあわせた見守り活動を始めてみませんか？

ウォーキングや犬の散歩、花の水やり、仕事などをし「ながら」、子どもを見守り、不審者を地域のコミュニティに入らせないようにしましょう。

【消費生活に関するご相談は・・・】

☆ 市町村の消費生活相談窓口

県下すべての市町村で、消費生活センターや相談窓口が設置されています。

次の消費者ホットラインは、全国どこでも、お近くの市町村や県の相談窓口をご案内します。お気軽にご相談下さい。

《 消費者ホットライン：１８８ 》

☆ 大分県の消費生活相談窓口

※メールやファックスでは受付しておりません。

◇ 消費生活等相談（契約、販売方法、多重債務、消費生活に関する相談）

- ・ 受付時間：月～金曜日（祝、休日をのぞく）９：００～１７：３０
- ・ 相談電話：０９７－５３４－０９９９

◇ 消費生活特別相談

- ・ 受付時間：日曜日（第３日曜をのぞく）１３：００～１６：００
- ・ 相談電話：０９７－５３４－０９９９

☆ メルマガ登録者を募集しています！

配信ご希望の方は、お名前、市町村名、「ＰＣ版または携帯版」の配信希望と書いて、下記メールアドレスあて送信してお申し込みください。（配信停止も同様）

○申込先 → iness.csm@pref.oita.jp （メルマガ専用アドレス）



「令和6年度地域消費者フォーラム」に参加しませんか？

アイネスでは、地域で消費について考えるきっかけとして、毎年県内各地域で「地域消費者フォーラム」を開催しています。今年度のフォーラムは、近年、特殊詐欺の被害が増加しているほか、消費者被害に関する相談も後を絶たない状況を受け、被害防止のための知識を深める講演を実施します。講師として、大分県警察本部生活安全企画課と大分県消費者問題ネットワークの副理事長をお迎えし、実例を交えたわかりやすいお話をいただきます。

参加費は無料です。この機会に、皆さんも消費生活について一緒に考えてみませんか？

日 時：令和7年1月16日（木曜日） 10時00分～12時00分

場 所：大分県消費生活・男女共同参画プラザ アイネス 2階大会議室
（大分市東春日町1-1）

主 催：大分県・大分県消費者団体連絡協議会

内 容：講演1 「特殊詐欺の現状と騙されない対策について」

講師：大分県警察本部生活安全企画課

講演2 「消費者被害防止の取り組みについて」

講師：大分県消費者問題ネットワーク副理事長 亀井 正照 弁護士

※講演会のテーマは変更になる場合があります。

申込方法：下記の申請フォームからお申し込みいただくか、担当までご連絡ください。

※お申し込みの前に、下記の注意事項をご確認ください。

※取得した個人情報は、本行事実施の目的以外では使用しません。

申込期限：令和7年1月14日（火曜日）

→URL <https://ttzk.graffer.jp/pref-oita/smart-apply/apply-procedure/5071478996795738625>

お問い合わせは、アイネス消費生活班までご連絡ください

注意事項：お申し込みの前にご確認ください。

- （１）広報のため、写真や映像を撮影・使用させていただきます。
- （２）感染症対策のため、発熱や咳などの症状が続く方は参加をお控えください。
- （３）アイネスの有料駐車場は数に限りがあります。

当日は周辺の有料駐車場を利用されるか、公共交通機関をご利用ください。

- （４）キャンセルの場合は、必ず事前に担当までご連絡ください。

自転車用ヘルメットの安全性を示すマークについて（消費者庁HPより抜粋）

1. 自転車用ヘルメットの安全性を示すマーク・規格について

自転車用ヘルメットには、自転車運転時の事故の際に頭部を保護する重要な役割があり、令和5年4月から着用が努力義務化されています。我が国においては、現時点で、乗車用ヘルメット（バイク用ヘルメット）と異なり、自転車用ヘルメットに対する法令による規格・基準はありませんが、民間機関・団体による安全規格や安全基準が存在します。また、外国における法令や民間の安全規格や安全基準への適合をうたう製品も輸入・販売されています。自転車用ヘルメットの安全性を示すマークには様々なものがありますが、代表的なものとして、SGマーク、JCF公認／推奨マーク、CEマークなどが挙げられます。これらのマークが要求する安全性を満たすためには、いずれも、視界確保試験、衝撃吸収試験、あご紐等による保持システムの規格適合試験・強度試験・安定性試験、耐久性試験など、極めて厳格なテストに加え、視界確保やヘルメットの保持装置に関する基準をクリアする必要があります。

マーク・規格				
	SG	JCF公認/推奨	CE	CPSC
国等	 日本	 日本	 欧州連合	 アメリカ合衆国
規格・基準作成機関	一般財団法人製品安全協会（CPSA）	公益財団法人日本自転車競技連盟（JCF）	欧州標準化委員会（CEN）	米国消費者製品安全委員会（CPSC）
趣旨等	- 製品安全協会の定める安全規格に適合し、認証された製品を示すもの - マークの取得には、製品安全協会の認証を受ける必要	- JCFの競技規則・ヘルメットの公認/推奨要領等に適合していることを示すもの - マークの取得には、JCFの審査が必要	- EU加盟国で使用される製品の安全規格を示すもの - EU域内では、CEマークを貼付しなければならない	- CPSCが定める安全規格 - 当該規格に適合しないものは米国内で販売できない
その他	協会ウェブサイトにおいてSGマーク付き製品の紹介を実施	公認/推奨ヘルメットはJCFのウェブサイトで公開されている	○「EN1078」：自転車用ヘルメットの安全規格 ×「EN812」：軽作業用保護帽の安全規格	自転車用ヘルメットの安全規格名称は「16 CFR Part1203」

図：主な自転車用ヘルメットに関する安全性を示すマーク・規格

2. 自転車用ヘルメットのマークに関する相談事例

全国の消費生活センター等には、消費者から以下のような相談が寄せられています。

【事例1】 「ネット通販で自転車のヘルメットを購入した。広告には海外の製品安全の認証マークのCEマークとCPSCマークがついているとの表示があったが、届いたものにはついていなかった。」

【事例2】 「ネット通販で安全基準認証済の自転車用ヘルメットを購入した。商品紹介には【CE安全基準認証済、自転車用ヘルメット】と表示があったが、商品到着後に表示を確認すると、EN812という産業用ヘルメットの規格であり、自転車ヘルメットの規格EN1078ではなかった。」

3.消費者へのアドバイス

自転車用ヘルメットを購入する際は、以下のポイントを参考にしましょう。

(1) 作業用ヘルメットなどではなく、自転車用ヘルメットに関する安全性を示すマークが付されているものを選択するようにしましょう。

(2) 消費者庁では、今般の措置命令及び本注意喚起と合わせて、「自転車用ヘルメットの外形上の主な注意点」を公表しています³。主な注意点については、これらに一つでも該当すれば、CEマークやSGマークの安全規格や安全基準を満たさないと考えられますので参考にしてください。

(3) この機会にマークごとの特性を理解することも非常に有益です。例えば、SGマークとJCF公認／推奨マークを取得している製品の多くは、各認証等をした団体のウェブサイトで公表されており、個別製品の認証取得の有無を回答してくれます。購入時の参考にしましょう。

(4) 製造事業者、輸入事業者や販売元が確かな製品を購入するようにしましょう。インターネット通販で購入する際は、万一不具合等が発生した時のために、国内の問合せ先が表示されている製品を選びましょう。

(5) 自転車用ヘルメットは、自転車運転時の事故の際に頭部を保護するための製品です。視界の確保やヘルメットの機能が保てないと思われる製品は、選ばないようにしましょう

=====

大分県消費生活・男女共同参画プラザ（アイネス）

〒870-0037 大分県大分市東春日町1番1号（NS大分ビル内）

TEL：097(534)4034 FAX：097(534)0684

ホームページ：<http://www.pref.oita.jp/soshiki/13040/>

E-mail：oita-shouhi@pref.oita.lg.jp

☆ **メルマガバックナンバー**（これまでの配信内容は、こちらからご覧ください）

<http://www.pref.oita.jp/site/syohi-senta/mailmaga.html>

☆ **Facebook** で暮らしに役立つ最新情報を発信しています！

★ Facebook に登録していなくても、見るができます。

<https://www.facebook.com/oita.iness>

～「ながら見守り」にご協力ください～

子ども達を犯罪被害から守るために、「気楽に」「気長に」「危険なく」自分のペースにあわせた見守り活動を始めてみませんか？

ウォーキングや犬の散歩、花の水やり、仕事などをし「ながら」、子どもを見守り、不審者を地域のコミュニティに入らせないようにしましょう。

【消費生活に関するご相談は・・・】

☆ 市町村の消費生活相談窓口

県下すべての市町村で、消費生活センターや相談窓口が設置されています。

次の消費者ホットラインは、全国どこでも、お近くの市町村や県の相談窓口をご案内します。お気軽にご相談下さい。

《 消費者ホットライン：１８８ 》

☆ 大分県の消費生活相談窓口

※メールやファックスでは受付しておりません。

◇ 消費生活等相談（契約、販売方法、多重債務、消費生活に関する相談）

- ・ 受付時間：月～金曜日（祝、休日をのぞく）９：００～１７：３０
- ・ 相談電話：０９７－５３４－０９９９

◇ 消費生活特別相談

- ・ 受付時間：日曜日（第３日曜をのぞく）１３：００～１６：００
- ・ 相談電話：０９７－５３４－０９９９

☆ メルマガ登録者を募集しています！

配信ご希望の方は、お名前、市町村名、「ＰＣ版または携帯版」の配信希望と書いて、下記メールアドレスあて送信してお申し込みください。（配信停止も同様）

○申込先 → iness.csm@pref.oita.jp （メルマガ専用アドレス）



「2時間後に電話が使えない!？」個人情報聞き出す不審な電話にご注意!

(国民生活センターHPより**抜粋**)

【総務省、NTT きたる 不審電話 発生中】

- ☎ 「2時間後に電話が使えない」 → ウソ
- ☎ 自動音声 の電話 → すぐ切る
- ☎ 個人情報 を聞き出す → 絶対に伝えない
→ 188 や #9110 に相談!

*** 大分県消費生活センターでも同様の相談が寄せられていますので注意してください。**

【消費者へのアドバイス】

◇総務省やNTT東日本およびNTT西日本から、電話を停止することに関して、自動音声ガイダンスやSMSを使って連絡することは絶対にありません!

総務省やNTT東日本およびNTT西日本をかたり、「2時間後に電話が使えなくなる」などの不審な電話に関する相談が寄せられています。相談事例を見ると、「2時間後に電話が使えなくなる」という自動音声ガイダンスが流れ、さらに「1番を押してください」などとボタン操作を誘導するアナウンスが流れ、1番を押すとオペレーターとつながり、個人情報を聞き出すケースが確認されています。総務省やNTT東日本およびNTT西日本から、電話を停止することに関して、自動音声ガイダンスやSMSを使って連絡することは絶対にありません。

◇個人情報は絶対に伝えないようにしましょう

非通知や知らない番号からの電話は、不審な電話のおそれがありますので、普段から慎重になりましょう。電話の中で個人情報を聞き出そうとしているため、個人情報は絶対に伝えないでください。自動音声ガイダンスが流れた場合には、最後まで聞かずに電話をすぐ切ることも大切です。

◇特に高齢者には日頃から身近な家族や周りの人の見守りも大切です

高齢者の消費者トラブルを防ぐためには、身近にいる周りの方が日頃から高齢者の生活や言動、態度などを見守り、変化にいち早く気づくことがとても重要です。遠くに離れて暮らしている場合でも、定期的に電話をして様子をうかがい、不審な電話があった場合には個人情報を伝えないように伝えてください。

◇不安に思った場合や、個人情報を伝えてしまった場合は、すぐに最寄りの消費生活センター等や警察へ相談しましょう

*消費者ホットライン「188（いやや!）」番

最寄りの市町村や都道府県の消費生活センター等をご案内する全国共通の3桁の電話番号で

す。

＊警察相談専用電話「＃9110」

発信地を管轄する警察本部等の総合窓口につながる全国共通の電話番号です。

=====

大分県消費生活・男女共同参画プラザ（アイネス）

〒870-0037 大分県大分市東春日町1番1号（NS大分ビル内）

TEL：097(534)4034 FAX：097(534)0684

ホームページ：<http://www.pref.oita.jp/soshiki/13040/>

E-mail：oita-shouhi@pref.oita.lg.jp

☆ **メルマガバックナンバー**（これまでの配信内容は、こちらからご覧ください）

<http://www.pref.oita.jp/site/syohi-senta/mailmaga.html>

☆ **Facebook** で暮らしに役立つ最新情報を発信しています！

★ Facebook に登録していなくても、見るすることができます。

<https://www.facebook.com/oita.iness>

～「ながら見守り」にご協力ください～

子ども達を犯罪被害から守るために、「気楽に」「気長に」「危険なく」自分のペースにあわせた見守り活動を始めてみませんか？

ウォーキングや犬の散歩、花の水やり、仕事などをし「ながら」、子どもを見守り、不審者を地域のコミュニティに入らせないようにしましょう。

【消費生活に関するご相談は・・・】

☆ **市町村の消費生活相談窓口**

県下すべての市町村で、消費生活センターや相談窓口が設置されています。

次の消費者ホットラインは、全国どこでも、お近くの市町村や県の相談窓口をご案内します。お気軽にご相談下さい。

《 **消費者ホットライン：188** 》

☆ **大分県の消費生活相談窓口**

※メールやファックスでは受付しておりません。

◇ **消費生活等相談**（契約、販売方法、多重債務、消費生活に関する相談）

- ・ 受付時間：月～金曜日（祝、休日をのぞく）9：00～17：30
- ・ 相談電話：**097-534-0999**

◇ 消費生活特別相談

- 受付時間：日曜日（第3日曜をのぞく）13：00～16：00
- 相談電話：097-534-0999

☆ メルマガ登録者を募集しています！

配信ご希望の方は、お名前、市町村名、「PC版または携帯版」の配信希望と書いて、下記メールアドレスあて送信してお申し込みください。（配信停止も同様）

○申込先 → iness.csm@pref.oita.jp （メルマガ専用アドレス）



商品が届かない…！返金してもらえない…！悪質通販サイトを巡るトラブルにご注意

（国民生活センターHPより**抜粋**）

#ブランド品 が安い！希少な物が売ってる！ネット通販で手軽に購入！
あれ、 #商品が届かない …お店と連絡も取れない…#返金 もしてもらえない…
⇒188に相談！ #通販サイト

***大分県消費生活センターでも同様の相談が寄せられていますので注意してください。**

相談事例

偽サイトと気付かず商品を購入してしまい、商品が届かず返金もされない

通販サイトでアウトドアブランドのリュックを注文し、約4,500円をクレジットカードで支払った。日本語サイトであるにもかかわらず、注文受付メールが英語で届いた。発送の連絡がないためメールで問い合わせたところ、荷物追跡番号が送られてきたが追跡ができなかった。

不審に思い、「商品をキャンセルしたい」と伝えたが、「キャンセルはできない。発送中に商品を紛失したため、半額のみ返金する。」と返信がきた。再度、ブランド名を検索し、公式サイトに問い合わせたところ、これまでやり取りしていたのは偽サイトであると言われた。全額返金してほしいが、どうすればよいか。

（2024年4月受付 50歳代 女性）

サイトで商品を購入し、プリペイド型電子マネーで支払ったが商品が届かない

通販サイトで約6,000 円のスピーカーを注文し、コンビニ払いを選択したところ、プリペイド型電子マネーでの支払いを求められ、コンビニで購入した電子マネーの情報を伝えた。支払完了メールが届いたが、商品が到着予定日を過ぎても届かなかった。その後、事業者から返金するというメールが届き、メッセージアプリでのやり取りに誘導するリンクが記載されていたが、どのように対応すればよいか。

（2024年6月受付 20歳代 男性）

*** 消費者へのアドバイス ***

◇購入前に悪質通販サイトでないかよく確認する！

トラブルが寄せられる通販サイトには、次のような特徴が見られます。悪質な通販サイトの特徴を知り、少しでも怪しいと感じたら注文をしないようにしましょう。

- 市場では希少なものがこのサイトでは入手可能となっている。
- ブランド、メーカー品で価格が通常より安い。
- サイト内の説明が不自然な日本語の文章となっている。
- 支払い方法が限定されている。振込先の銀行口座の名義が個人名である。
- キャンセル、返品、返金のルールがどこにも記載されていない。

○サイト上に事業者の名称、住所、電話番号が明確に表記されていない など。

悪質通販サイト情報

越境消費者センター（CCJ）ウェブサイトでは「悪質通販サイト情報」を掲載しています。少なくとも購入前に確認して、ここに掲載されている事業者サイトからは購入しないようにしましょう。

悪質通販サイトのトラブルにあわないために（越境消費者センター（CCJ））

https://www.ccj.kokusen.go.jp/aksht_tuhn

※ 現存のウェブサイトを一網打尽したものではありません。掲載されていないウェブサイトであっても、上記のような特徴が見られる場合は、信頼できるウェブサイトか否かを慎重に判断してください。

◇プリペイド型電子マネーをコンビニで購入し、その情報をメール等で伝えるよう求められた場合は、応じない！

コンビニ等でプリペイド型電子マネーを購入するよう指示し、電子マネー番号等の情報を写真に撮り、メールで送らせる等の方法は詐欺の手口です。そのような方法で支払い求められた場合は、絶対に応じず、購入の手続を進めないでください。プリペイド型電子マネーの情報を一度相手に伝えてしまうとお金を取り戻すことは非常に困難です。

◇トラブルにあってしまった場合は、すぐに決済関連事業者に相談する！

【クレジットカード決済の場合】

クレジットカード会社に対してトラブルにあったことを連絡することで、クレジットカード会社から対応が得られる場合があります。早急にクレジットカード会社に相談しましょう。

【銀行振込の場合】

銀行振込で支払ったお金を取り戻すことは非常に困難ですが、早急に振込先銀行に事情を伝え、相談しましょう。併せて、最寄りの警察に被害を届け出るようにしましょう。警察に相談した場合は、その旨も振込先銀行の相談窓口にも伝えましょう。

【プリペイド型電子マネーの場合】

お金を取り戻すことは非常に困難ですが、早急にプリペイドカードの発行会社に連絡しましょう。併せて、最寄りの警察に被害を届け出るようにしましょう。

◇不安に思ったらすぐに消費生活センター等に相談する！

＊消費者ホットライン「188（いやや!）」番

最寄りの市町村や都道府県の消費生活センター等をご案内する全国共通の3桁の電話番号です。

＊越境消費者センター（Cross-border Consumer center Japan：CCJ）

海外の事業者との間での取引でトラブルにあった消費者のためのオンラインの相談窓口です。

＊警察相談専用電話「#9110」

最寄りの警察の相談窓口につながる全国共通の電話番号です。被害に遭ってしまった場合には警察にも相談しましょう。

=====

大分県消費生活・男女共同参画プラザ（アイネス）

〒870-0037 大分県大分市東春日町1番1号（NS大分ビル内）

TEL：097(534)4034 FAX：097(534)0684

ホームページ：<http://www.pref.oita.jp/soshiki/13040/>

E-mail：oita-shouhi@pref.oita.lg.jp

☆ **メルマガバックナンバー**（これまでの配信内容は、こちらからご覧ください）

<http://www.pref.oita.jp/site/syohi-senta/mailmaga.html>

☆ **Facebook** で暮らしに役立つ最新情報を発信しています！

★ Facebook に登録していなくても、見るができます。

<https://www.facebook.com/oita.iness>

～「ながら見守り」にご協力ください～

子ども達を犯罪被害から守るために、「気楽に」「気長に」「危険なく」自分のペースにあわせた見守り活動を始めてみませんか？

ウォーキングや犬の散歩、花の水やり、仕事などをし「ながら」、子どもを見守り、不審者を地域のコミュニティに入らせないようにしましょう。

【消費生活に関するご相談は・・・】

☆ **市町村の消費生活相談窓口**

県下すべての市町村で、消費生活センターや相談窓口が設置されています。

次の消費者ホットラインは、全国どこでも、お近くの市町村や県の相談窓口をご案内します。お気軽にご相談下さい。

《 **消費者ホットライン：188** 》

☆ **大分県の消費生活相談窓口**

※メールやファックスでは受付しておりません。

◇ **消費生活等相談**（契約、販売方法、多重債務、消費生活に関する相談）

- ・ 受付時間：月～金曜日（祝、休日をのぞく）9：00～17：30
- ・ 相談電話：**097-534-0999**

◇ **消費生活特別相談**

- ・ 受付時間：日曜日（第3日曜をのぞく）13：00～16：00

- ・ 相談電話： **097-534-0999**

☆ **メルマガ登録者を募集しています！**

配信ご希望の方は、**お名前、市町村名、「PC版または携帯版」の配信希望**と書いて、
下記メールアドレスあて送信してお申し込みください。（配信停止も同様）

○申込先 → **iness.csm@pref.oita.jp** （メルマガ専用アドレス）



「分電盤の点検に行きます」の電話から始まる勧誘に注意

－2024年度に急増しています－（国民生活センターHPより**抜粋**）

分電盤の点検商法に関する相談が2024年度に入り急増しています。分電盤は、内部に屋内配線の安全確保等のためのブレーカー等が内蔵されており、一般的に玄関や洗面所等に設置されています。分電盤の点検商法に関する相談件数は2024年11月末時点で2023年度同期と比べ約25倍となっており、契約当事者の約8割が70歳以上です。

相談事例では、業者が電話等で突然分電盤やブレーカーの点検を持ち掛けて訪問し、「すぐに交換しなければ漏電して火事になる」などと不安をあおりその場で分電盤の交換を迫る手口がみられます。中には電話口で電力会社やその委託会社と名乗り、信用させる例もみられます。

そこで、トラブルの未然・拡大防止のため、寄せられる相談事例を紹介するとともに、消費者に注意を呼びかけます。

***大分県消費生活センターでも同様の相談が寄せられていますので注意してください。**

相談事例

* 電力会社の委託を受けたという業者の点検後に交換工事を契約したが、委託というのはうそだった

契約している電力会社に委託されたと言う業者から「分電盤の点検をする」と電話があった。昨日訪問してきて、点検後に「分電盤が古いので漏電する可能性もある。危険なので交換した方がいい」と言われた。漏電したら困ると思い、約23万円で契約し、数日後に工事予定だ。念のため、契約している電力会社に確認したところ「この業者は当社とは関係ない」と言われた。不審なので解約したい。

（2024年6月受付 90歳代 男性）

* その他、以下のような相談も寄せられています

○不安をあおられ分電盤の交換契約をしたが、高額なのでやめたい。

○漏電による火災は保険が下りないと言われ不安になり契約した。

○分電盤は15年で交換することが法律で決められていると言われ契約してしまった。

【相談事例からみる問題点】

- * 電話等で電力会社やその委託会社を名乗るなどして突然点検を持ち掛ける。
- * 点検後に不安にさせ分電盤交換の契約を急がせる。
- * 分電盤交換は法律で定められている、分電盤の漏電では火災保険が下りないなどとうその説明をする。

◇消費者へのアドバイス◇

- * 電話等で点検を持ち掛ける業者には安易に点検させないようにしましょう。
- * 点検させたとしてもその場では契約せず、十分に比較・検討しましょう。

- * クーリング・オフ等ができる場合もあります。
- * 4年に1回の無料法定点検について日頃から確認しておきましょう。
- * 不安や不明な点があれば、すぐに消費生活センター等に相談しましょう。
- * *消費者ホットライン「188（いやや!）」番
- * 最寄りの市町村や都道府県の消費生活センター等をご案内する全国共通の3桁の電話番号です。

大分県消費生活・男女共同参画プラザ（アイネス）

〒870-0037 大分県大分市東春日町1番1号（NS大分ビル内）

TEL：097(534)4034 FAX：097(534)0684

ホームページ：<http://www.pref.oita.jp/soshiki/13040/>

E-mail：oita-shouhi@pref.oita.lg.jp

☆ **メルマガバックナンバー**（これまでの配信内容は、こちらからご覧ください）

<http://www.pref.oita.jp/site/syohi-senta/mailmaga.html>

☆ **Facebook** で暮らしに役立つ最新情報を発信しています！

★ Facebook に登録していなくても、見ることができます。

<https://www.facebook.com/oita.iness>

～「ながら見守り」にご協力ください～

子ども達を犯罪被害から守るために、「気楽に」「気長に」「危険なく」自分のペースにあわせた見守り活動を始めてみませんか？

ウォーキングや犬の散歩、花の水やり、仕事などをし「ながら」、子どもを見守り、不審者を地域のコミュニティに入らせないようにしましょう。

【消費生活に関するご相談は・・・】

☆ **市町村の消費生活相談窓口**

県下すべての市町村で、消費生活センターや相談窓口が設置されています。

次の消費者ホットラインは、全国どこでも、お近くの市町村や県の相談窓口をご案内します。お気軽にご相談下さい。

《 **消費者ホットライン：188** 》

☆ **大分県の消費生活相談窓口**

※メールやファックスでは受付しておりません。

◇ **消費生活等相談**（契約、販売方法、多重債務、消費生活に関する相談）

- 受付時間：月～金曜日（祝、休日をのぞく）９：００～１７：３０
- 相談電話：０９７－５３４－０９９９

◇ 消費生活特別相談

- 受付時間：日曜日（第３日曜をのぞく）１３：００～１６：００
- 相談電話：０９７－５３４－０９９９

☆ メルマガ登録者を募集しています！

配信ご希望の方は、お名前、市町村名、「ＰＣ版または携帯版」の配信希望と書いて、下記メールアドレスあて送信してお申し込みください。（配信停止も同様）

○申込先 → iness.csm@pref.oita.jp （メルマガ専用アドレス）



「定期縛りなし」が「解約するまで続く定期購入」だったなんて…！

（国民生活センターHPより抜粋**）**

SNSの広告で「#定期縛りなし」の#サプリを発見！

1回限りでお得に試せてラッキー♪と思ったら…

え！？2回目が届いちゃった??

「解約するまで続く #定期購入」の意味なんて思わなかった??

→188 に相談！

***大分県消費生活センターでも同様の相談が寄せられていますので注意してください。**

相談事例

「定期縛りなし」のサプリを購入したら定期購入だった。解約したい

スマートフォンで動画を視聴していたところ、「一粒飲めば痩せる」と宣伝されたサプリの動画広告が表示され興味を持った。事業者のサイトに遷移し、初回お試し価格約900円で「定期縛りなし」と書かれたダイエットサプリを購入した。商品が届き納品書を確認したところ、次回お届け予定日が書かれており、その時初めて定期購入だと分かった。試しに飲んでみて定期購入を改めて注文すると思っており、解約しなければ次も届くとは思っていなかった。解約したい。

（2024年7月受付 50歳代 男性）

「縛りなし」とのSNS広告を見て育毛剤を注文したところ定期購入だった

2カ月前にSNSアプリを見ていた時に「縛りなし」と表示された特別割引価格の育毛剤の広告が出てきた。興味を持ち広告上の「注文する」ボタンをタップし注文した。商品が届き代金の約1,900円はコンビニ後払いで支払った。

翌月、身に覚えのない荷物が自宅のポストに届いたので、配送業者の店舗へ持って行き受け取り拒否した。しかしその後、後払い決済業者から約15,000円を請求され、受け取り拒否した荷物は育毛剤の2回目分だったと分かった。定期購入ではなく、1回限りの注文をしたと思っていたし、2回目に届いた育毛剤は手元にないので支払いに納得できない。

（2024年10月受付 50歳代 女性）

「最終確認画面」はスクリーンショットで必ず保存しましょう

スクリーンショットの方法が分からない場合は、契約している通信事業者や携帯電話ショップ等に問い合わせるか、通信事業者の公式ホームページ等で確認してください。

なお、定期購入の中には、「いつでも解約できる定期購入」を申し込むつもりが、「最低購入回数の指定のある契約」（「〇回受け取るまで解約できない定期購入」）に誘導される場合があるため、表示は最後までよく確認して契約条件に関する記載は全てスクリーンショットで保存しましょう。

不安に思った場合や、トラブルが生じた場合は、すぐに最寄りの消費生活センター等へ相談しましょう

***消費者ホットライン「188（いやや!）」番**

- ＊ 最寄りの市町村や都道府県の消費生活センター等をご案内する全国共通の3桁の電話番号です。

=====

大分県消費生活・男女共同参画プラザ（アイネス）

〒870-0037 大分県大分市東春日町1番1号（NS大分ビル内）

TEL：097(534)4034 FAX：097(534)0684

ホームページ：<http://www.pref.oita.jp/soshiki/13040/>

E-mail：oita-shouhi@pref.oita.lg.jp

☆ メルマガバックナンバー（これまでの配信内容は、こちらからご覧ください）

<http://www.pref.oita.jp/site/syohi-senta/mailmaga.html>

☆ Facebook で暮らしに役立つ最新情報を発信しています！

★ Facebook に登録していなくても、見るができます。

<https://www.facebook.com/oita.iness>

～「ながら見守り」にご協力ください～

子ども達を犯罪被害から守るために、「気楽に」「気長に」「危険なく」自分のペースにあわせた見守り活動を始めてみませんか？

ウォーキングや犬の散歩、花の水やり、仕事などをし「ながら」、子どもを見守り、不審者を地域のコミュニティに入らせないようにしましょう。

【消費生活に関するご相談は・・・】

☆ 市町村の消費生活相談窓口

県下すべての市町村で、消費生活センターや相談窓口が設置されています。

次の消費者ホットラインは、全国どこでも、お近くの市町村や県の相談窓口をご案内します。お気軽にご相談下さい。

《 消費者ホットライン：188 》

☆ 大分県の消費生活相談窓口

※メールやファックスでは受付しておりません。

◇ 消費生活等相談（契約、販売方法、多重債務、消費生活に関する相談）

- ・ 受付時間：月～金曜日（祝、休日をのぞく）9：00～17：30
- ・ 相談電話：097-534-0999

◇ 消費生活特別相談

- 受付時間：日曜日（第3日曜をのぞく）13：00～16：00
- 相談電話：097-534-0999

☆ メルマガ登録者を募集しています！

配信ご希望の方は、お名前、市町村名、「PC版または携帯版」の配信希望と書いて、下記メールアドレスあて送信してお申し込みください。（配信停止も同様）

○申込先 → iness.csm@pref.oita.jp （メルマガ専用アドレス）



排水管の点検や洗浄の勧誘にご注意！

「無料点検」のはずが洗浄の勧誘！？「料金3,000円」のはずが数万円に！？

（国民生活センターHPより抜粋）

相談事例をみると、「突然訪問してきた事業者から『排水管を無料で点検する』と言われ了承したところ、『このままでは大変なことになる』と排水管の洗浄をすすめられ契約してしまった」「料金3,000円と書かれたチラシを見て排水管の洗浄を依頼したところ、数万円の費用を請求された」等、事業者の突然の訪問やチラシをきっかけとしたトラブルがみられます。

***大分県消費生活センターでも同様の相談が寄せられていますので注意してください。**

相談事例

3,000円など低価格を強調したチラシをきっかけとしたトラブル

「高圧洗浄が3,000円」とのチラシを見て依頼したが実際は高額な費用がかかった

「通常3～5万円の高圧洗浄が3,000円」と記載されたチラシが投函されていた。以前、下水管が詰まったことがあったので、今月電話で事業者を呼んだ。事業者はマンホールを開けると「詰まりに対応する作業が必要で、1mあたり6,000円で8mの作業になる」と言った。また、木の根の除去作業も必要と説明され、料金は2,000円になると言われた。合計5万円は高いと感じたが、了承して作業をしてもらった。事業者が改めて訪問し費用を支払うことになっているが、やはり高額で納得できない。どうすればよいか。

（2020年4月受付 70歳代 女性）

○その他、以下のような相談も寄せられています。

- *「近所を回っている」と事業者が訪問し排水溝の点検に応じたら高圧洗浄を勧誘された
- *訪問した事業者に勝手に排水管を確認され「大変なことになる」と洗浄を勧誘された
- *チラシを見て高圧洗浄を依頼したら頼んでいない箇所まで勝手に洗浄された
- *チラシを見て高圧洗浄を依頼したら依頼箇所以外も点検・洗浄された

【消費者へのアドバイス】

- *「無料で点検する」等と勧誘してくる事業者に安易に応じないようにしましょう
 - *チラシに表示されている料金の条件や内容は慎重に確認しましょう
 - *事業者の説明をうのみにせず、必要がない契約はきっぱり断りましょう
 - *トラブルになったときには消費生活センター等に相談しましょう
 - *消費者ホットライン「188（いやや!）」
- 最寄りの市町村や都道府県の消費生活センター等をご案内する全国共通の3桁の電話番号です。

=====

大分県消費生活・男女共同参画プラザ（アイネス）

〒870-0037 大分県大分市東春日町1番1号（NS大分ビル内）

TEL : 097(534)4034 FAX : 097(534)0684

ホームページ : <http://www.pref.oita.jp/soshiki/13040/>

E-mail : oita-shouhi@pref.oita.lg.jp

☆ メルマガバックナンバー（これまでの配信内容は、こちらからご覧ください）

<http://www.pref.oita.jp/site/syohi-senta/mailmaga.html>

☆ Facebook で暮らしに役立つ最新情報を発信しています！

★ Facebook に登録していなくても、見るすることができます。

<https://www.facebook.com/oita.iness>

☆ インスタグラムで暮らしに役立つ最新情報を発信しています！

<https://www.instagram.com/ainesu13040>

～「ながら見守り」にご協力ください～

子ども達を犯罪被害から守るために、「気楽に」「気長に」「危険なく」自分のペースにあわせた見守り活動を始めてみませんか？

ウォーキングや犬の散歩、花の水やり、仕事などをし「ながら」、子どもを見守り、不審者を地域のコミュニティに入らせないようにしましょう。

【消費生活に関するご相談は・・・】

☆ 市町村の消費生活相談窓口

県下すべての市町村で、消費生活センターや相談窓口が設置されています。

次の消費者ホットラインは、全国どこでも、お近くの市町村や県の相談窓口をご案内します。お気軽にご相談下さい。

《 消費者ホットライン：１８８ 》

☆ 大分県の消費生活相談窓口

※メールやファックスでは受付しておりません。

◇ 消費生活等相談（契約、販売方法、多重債務、消費生活に関する相談）

- ・ 受付時間：月～金曜日（祝、休日をのぞく）９：００～１７：３０
- ・ 相談電話：０９７－５３４－０９９９

◇ 消費生活特別相談

- ・ 受付時間：日曜日（第３日曜をのぞく）１３：００～１６：００

- ・ 相談電話： **０９７－５３４－０９９９**
-

☆ **メルマガ登録者を募集しています！**

配信ご希望の方は、お名前、市町村名、「ＰＣ版または携帯版」の配信希望と書いて、
下記メールアドレスあて送信してお申し込みください。（配信停止も同様）

○申込先 → **iness.csm@pref.oita.jp** （メルマガ専用アドレス）



**「タスク副業」で報酬が支払われるとうたい、
実際には高額を送金させる 事業者に関する注意喚起**

（国民生活センターHPより）

スマートフォンで見えていた SNS に表示された副業に関する広告をきっかけに、「動画をスクリーンショットした画像を送れば報酬がもらえる」とうたう副業に勧誘された後、Telegram 等のアプリを使用して、参加費用を支払うタスク副業に誘導された上、作業ミスなどの名目で高額の追加送金をしてしまったなどという相談が、各地の消費生活センター等に数多く寄せられています。消費者庁が調査を行ったところ、Telegram 等上で、「椿 ●美」等のアカウントを使用していた事業者が、消費者の利益を不当に害するおそれのある行為（消費者を欺く行為）を行っていたことを確認したため、消費者の皆様には注意を呼びかけています。

1. 具体的な事例の内容

本件における勧誘の手口は次のとおりです。

- (1) TikTok 等に表示される副業の広告にアクセスすると、LINE において動画を見てスクリーンショットするという副業（以下「スクショ副業」といいます。）に勧誘され、スクショ副業を行うと、数百円程度の報酬が支払われます。
- (2) タスク専用サイトに銀行口座を含む個人情報を登録するよう指示され、指示に従うと2千円の報酬が支払われます。
- (3) 低収入タスク副業に勧誘され、タスク専用サイト上において報酬が支払われたように表示されます。
- (4) 数千円の参加費用を支払って高収入タスク副業を行うと、報酬が得られます。
- (5) 数万円の高額な参加費用を支払って高収入タスク副業を行うと、消費者の作業内容の誤りにより損失が出たと指摘されます。

2. 消費者庁が確認した事実

本事業者は、前記2(3)から(4)までのとおり、消費者が参加費用を支払って高収入タスク副業を行えば報酬が支払われるかのように信用させた上、前記2(5)のとおり、消費者が高額な参加費用を支払う高収入タスク副業に参加するよう誘導します。消費者が、高額な参加費用を支払う高収入タスク副業に参加すると、本件事業者は、前記2(5)のとおり、消費者の作業内容の誤りを指摘し、更に追加作業に要する費用として数万円から数十万円を追加送金すれば、タスクが完了して、これまで支払った金額は返金され、高額の報酬が支払われるなどと告げますが、消費者が支払った参加費用が返金されることも、本件事業者が提示した高額の報酬が支払われることもありませんでした（消費者を欺く行為）。

3. 消費者庁から皆様へのアドバイス

- 「簡単に稼げる」と称するような副業を信用しないこと。
- 簡単にお金を振り込まないこと。

- 見慣れないアプリやウェブサイトに注意すること。
- 一人で悩まず誰かに相談、「188（いやや!）」へ電話してみましょう！

=====

大分県消費生活・男女共同参画プラザ（アイネス）

〒870-0037 大分県大分市東春日町1番1号（NS大分ビル内）

TEL：097(534)4034 FAX：097(534)0684

ホームページ：<http://www.pref.oita.jp/soshiki/13040/>

E-mail：oita-shouhi@pref.oita.lg.jp

☆ メルマガバックナンバー（これまでの配信内容は、こちらからご覧ください）

<http://www.pref.oita.jp/site/syohi-senta/mailmaga.html>

☆ Facebook で暮らしに役立つ最新情報を発信しています！

★ Facebook に登録していなくても、見ることができます。

<https://www.facebook.com/oita.iness>

～「ながら見守り」にご協力ください～

子ども達を犯罪被害から守るために、「気楽に」「気長に」「危険なく」自分のペースにあわせた見守り活動を始めてみませんか？

ウォーキングや犬の散歩、花の水やり、仕事などをし「ながら」、子どもを見守り、不審者を地域のコミュニティに入らせないようにしましょう。

【消費生活に関するご相談は・・・】

☆ 市町村の消費生活相談窓口

県下すべての市町村で、消費生活センターや相談窓口が設置されています。

次の消費者ホットラインは、全国どこでも、お近くの市町村や県の相談窓口をご案内します。お気軽にご相談下さい。

《 消費者ホットライン：188 》

☆ 大分県の消費生活相談窓口

※メールやファックスでは受付しておりません。

◇ 消費生活等相談（契約、販売方法、多重債務、消費生活に関する相談）

- ・ 受付時間：月～金曜日（祝、休日をのぞく）9：00～17：30
- ・ 相談電話：097-534-0999

◇ 消費生活特別相談

- ・ 受付時間：日曜日（第3日曜をのぞく）13：00～16：00
- ・ 相談電話：097-534-0999

☆ メルマガ登録者を募集しています！

配信ご希望の方は、お名前、市町村名、「PC版または携帯版」の配信希望と書いて、下記メールアドレスあて送信してお申し込みください。（配信停止も同様）

○申込先 → iness.csm@pref.oita.jp （メルマガ専用アドレス）



鍵の出張作業を頼んだら想定外の料金に！

（国民生活センターHPより）

◇内容◇

事例1

夜、自宅の鍵を紛失したことに気がつき、ネットで見つけた鍵交換業者に連絡すると「通常5千円～3万円。最高で5万円」と言われた。作業前に料金を確認したが返事がないまま作業され、作業後約10万円の高額な請求を受けた。（70歳代）

事例2

自宅の鍵を紛失し、ネットで探した事業者に開錠を依頼した。サイトには開錠費用が「3千円～8千円」と記載されていた。作業前に費用の説明があったかもしれないが、聴覚などの障がいがあるのでうまく聞こえず、早く開けてほしい焦りもあって返事をしてしまったかもしれない。請求額は約6万円が高額だ。（30歳代）

【ひとこと助言】

- 鍵の紛失等に気づいたら、まずは慌てず、家族や周りの人に相談しましょう。
- 時間帯や現場の状況により、ネットの広告に表示された料金で依頼できるとは限りません。焦らず、作業してもらう前に納得できるまで説明を求め、作業内容と料金は必ず書面で確認しましょう。
- 料金や作業内容に納得できない場合は、後日納得した金額で支払う意思があることを示しつつ、その場での支払いは断りましょう。
- 緊急時に備え、所有する鍵の種類やメーカーなどを確認し、信頼のおける事業者の情報を調べておくとう安心です。賃貸住宅の場合は大家や管理会社に対応方法を確認しておきましょう。
- 広告などの表示額と実際の請求額が大きく異なる場合など、事業者とトラブルになった場合は、早めにお住まいの自治体の消費生活センター等にご相談ください（消費者ホットライン188）。

=====

大分県消費生活・男女共同参画プラザ（アイネス）

〒870-0037 大分県大分市東春日町1番1号（NS大分ビル内）

TEL：097(534)4034 FAX：097(534)0684

ホームページ：<http://www.pref.oita.jp/soshiki/13040/>

E-mail：oita-shouhi@pref.oita.lg.jp

☆ メルマガバックナンバー（これまでの配信内容は、こちらからご覧ください）

<http://www.pref.oita.jp/site/syohi-senta/mailmaga.html>

☆ Facebook・Instagram で暮らしに役立つ最新情報を発信しています！

<https://www.facebook.com/oita.iness>



<https://www.instagram.com/ainesu13040>



～「ながら見守り」にご協力ください～

子ども達を犯罪被害から守るために、「気楽に」「気長に」「危険なく」自分のペースにあわせた見守り活動を始めてみませんか？

ウォーキングや犬の散歩、花の水やり、仕事などをし「ながら」、子どもを見守り、不審者を地域のコミュニティに入らせないようにしましょう。

【消費生活に関するご相談は…】

☆ 市町村の消費生活相談窓口

県下すべての市町村で、消費生活センターや相談窓口が設置されています。

次の消費者ホットラインは、全国どこでも、お近くの市町村や県の相談窓口をご案内します。お気軽にご相談下さい。

《 消費者ホットライン：１８８ 》

☆ 大分県の消費生活相談窓口

※メールやファックスでは受付しておりません。

◇ 消費生活等相談（契約、販売方法、多重債務、消費生活に関する相談）

- ・ 受付時間：月～金曜日（祝、休日をのぞく）９：００～１７：３０
- ・ 相談電話：０９７－５３４－０９９９

◇ 消費生活特別相談

- ・ 受付時間：日曜日（第３日曜をのぞく）１３：００～１６：００
 - ・ 相談電話：０９７－５３４－０９９９
-

☆ メルマガ登録者を募集しています！

配信ご希望の方は、お名前、市町村名、「ＰＣ版または携帯版」の配信希望と書いて、
下記メールアドレスあて送信してお申し込みください。（配信停止も同様）

○申込先 → **iness.csm@pref.oita.jp** （メルマガ専用アドレス）



電気・ガスの契約トラブルにご注意！

ー若年層は訪問販売、それ以外の年代は電話勧誘販売の相談が見られますー

（国民生活センターHPより）

2016年4月1日より電力、2017年4月1日よりガスの小売全面自由化がなされてから、契約トラブルが発生しています。こうした中で、特に若年層の相談の占める割合が増加しています。契約当事者の年代別に販売購入形態をみると、若年層では訪問販売が8割近くを占めますが、それ以外の年代では訪問販売だけでなく、電話勧誘販売も一定の割合を占めており、年代による違いがみられます。

電気・ガス共に寄せられた相談件数を契約月別にみると年明けから春先にかけて増加する傾向がありますので、これから引っ越しなどで新生活を始める時期に向け、改めて消費者に対する注意喚起を行います。

その他、以下のような相談も寄せられています

●電話勧誘で「電気代が安くなる」と言われて契約したが、その後、調べたところ、評判が良くないので解約したい。

●「ガス代が安くなる」と言われて契約したが、ごくわずかな金額しか安くならないことがわかった。

【消費者へのアドバイス】

◆料金プラン等の説明を受けたうえで検討し、契約の意思がない場合は、はっきりと断りましょう。

◆切替契約後でもクーリング・オフ等ができる場合があります。

◆困った場合にはすぐに相談しましょう。

＊消費者ホットライン「188（いやや!）」番

最寄りの市町村や都道府県の消費生活センター等をご案内する全国共通の3桁の電話番号です。

＊経済産業省電力・ガス取引監視等委員会の相談窓口

電話番号：03-3501-5725

=====

大分県消費生活・男女共同参画プラザ（アイネス）

〒870-0037 大分県大分市東春日町1番1号（NS大分ビル内）

TEL：097(534)4034 FAX：097(534)0684

ホームページ：<http://www.pref.oita.jp/soshiki/13040/>

E-mail：oita-shouhi@pref.oita.lg.jp

☆メルマガバックナンバー（これまでの配信内容は、こちらからご覧ください）

<http://www.pref.oita.jp/site/syohi-senta/mailmaga.html>

☆ Facebook・Instagram で暮らしに役立つ最新情報を発信しています！

<https://www.facebook.com/oita.iness>



<https://www.instagram.com/ainesu13040>



～「ながら見守り」にご協力ください～

子ども達を犯罪被害から守るために、「気楽に」「気長に」「危険なく」自分のペースにあわせた見守り活動を始めてみませんか？

ウォーキングや犬の散歩、花の水やり、仕事などをし「ながら」、子どもを見守り、不審者を地域のコミュニティに入らせないようにしましょう。

【消費生活に関するご相談は…】

☆ 市町村の消費生活相談窓口

県下すべての市町村で、消費生活センターや相談窓口が設置されています。

次の消費者ホットラインは、全国どこでも、お近くの市町村や県の相談窓口をご案内します。お気軽にご相談下さい。

《 消費者ホットライン：１８８ 》

☆ 大分県の消費生活相談窓口

※メールやファックスでは受付しておりません。

◇ 消費生活等相談（契約、販売方法、多重債務、消費生活に関する相談）

- ・ 受付時間：月～金曜日（祝、休日をのぞく）９：００～１７：３０
- ・ 相談電話：０９７－５３４－０９９９

◇ 消費生活特別相談

- ・ 受付時間：日曜日（第３日曜をのぞく）１３：００～１６：００
 - ・ 相談電話：０９７－５３４－０９９９
-

☆ メルマガ登録者を募集しています！

配信ご希望の方は、お名前、市町村名、「ＰＣ版または携帯版」の配信希望と書いて、
下記メールアドレスあて送信してお申し込みください。（配信停止も同様）

○申込先 → **iness.csm@pref.oita.jp** （メルマガ専用アドレス）



